

(別紙2)

## 令和7年度社会福祉法人指導監査是正又は改善状況報告書

提出日	令和7年11月10日
法人名	社会福祉法人 カラフル

指摘事項	是正又は改善状況	改善時期
<p>令和7年7月29日開催の評議員会において、定款変更の議案が決議されているにも関わらず、監査実施日時点で所轄庁の認可を受ける手続きが行われていなかった。</p> <p>早急に当該認可申請を行うとともに、今後、定款変更(厚生労働省令で定める事項に係るものを除く)の議案を決議した際は、速やかに所轄庁へ申請手続きを行うこと。</p>	<p>所轄庁へ10月17日に定款変更認可申請を行った。</p>	令和7年10月17日
<p>令和6年度決算の計算関係書類(計算書類及びその附属明細)及び財産目録(以下「計算関係書類等」という。)について、会計年度終了後3か月以内に所轄庁に提出されていなかった。また、提出するにあたっては、理事会の承認を受け、このうち計算書類及び財産目録については定時評議員会の承認を受けたものでなければならぬが、それぞれ承認を受けていなかった。</p> <p>今後は、決算に伴う日程管理を厳格に行い、適切な手続きを踏まえた計算関係書類等を所轄庁に提出すること。</p>	<p>外部税理士と契約し、月次監査等チェック体制を整え、計算書類に生じる誤りを抑える。</p> <p>予め定めておいた決算スケジュールで会議開催、運営を行う。</p>	令和8年6月までに
<p>令和7年7月29日開催の評議員会議事録について、定款において議事録署名人の記名押印が定められているにも関わらず、押印がなされていなかった。</p> <p>今後は、適切な議事録作成及び管理を行うこと。</p>	<p>議事録署名人より押印頂いた。</p>	令和7年10月17日
<p>令和6年11月18日開催の第2回評議員会の招集手続きについて、令和6年11月11日に開催通知が発出されており、開催の1週間前までに発出されていなかった。</p> <p>今後は、評議員会の招集に際し、適切な手続きを行うこと。</p>	<p>今後は、評議員会の招集に際し、適切な手続きを行う。</p>	次回評議員会開催の時

<p>役員の選任について、令和7年7月11日開催の理事会及び令和7年7月29日開催の定時評議員会において、「役員及び理事長の重任」を議案として決議しているが、法令に基づく有効な決議が行われていなかつた。</p> <p>早急に有効な決議による役員の選任を行い、今後は、法令に基づく適切な事務手続きを行うこと。</p>	<p>令和7年10月20日及び10月24日に理事会、評議員会を開催し、役員等の改選を行つた。</p>	<p>令和7年10月</p>
<p>令和6年10月30日開催の第3回理事会及び令和7年3月17日開催の第4回理事会において、連続して欠席した監事がいた。また第4回理事会は、監事の全員が欠席していた。</p> <p>今後は、監事の出席ができるよう日程調整を行う等、適切な理事会運営を行うこと。</p>	<p>指導監査後の理事会、評議員会は、まず監事の出欠を確認し、日程を決めて開催した。</p> <p>今後は、監事が出席可能な日を候補日として理事、評議員に日程を諮る事にする。</p>	<p>次回理事会、評議員会開催の時</p>
<p>令和6年10月30日開催の第3回理事会及び令和7年3月17日開催の第4回理事会の招集手続きについて、それぞれ令和6年10月23日、令和7年3月10日に開催通知が発出されており、開催の1週間前までに発出されていなかった。</p> <p>今後は、理事会の招集に際し、適切な手続きを行うこと。</p>	<p>10月20日開催の理事会の開催通知書を、中7日空けて10月10日に通知した。</p>	<p>令和7年10月及び次回理事会開催の時</p>
<p>計算関係書類等について、法人は、会計省令、運用上の取扱い及び留意事項(以下「会計基準」という。)に従い、会計処理を行わなければならないが、不備が散見されており、法人の財務状況を正確に表しておらず、会計基準に則した会計処理が行われていなかつた。</p> <p>今後は、会計基準に基づく厳格な会計処理を行うこと。また、そのために専門家の支援等を活用することが望ましい。</p>	<p>外部税理士と契約し、月次監査等チェック体制を整え、適切な会計処理をする。</p>	<p>令和7年度中に</p>

<p>経理規程第30条第2項において、出納職員は、預貯金について、毎月末日、取引金融機関の残高と帳簿残高を照合し、会計責任者に報告しなければならないとあるが、残高が照合されていなかった。</p> <p>今後は、経理規程に従い、適切な事務処理を行うこと。</p> <p>本件については、前回口頭指摘としている。</p>	<p>指導監査までの預金出納帳は作成し、改めて照合した。</p> <p>今後は、毎月の照合を適切に行う。</p>	<p>令和7年度中に</p>
<p>経理規程第32条において、会計責任者は、毎月末日における月次試算表を作成し、翌月末日までに理事長に提出しなければならないとあるが、提出がされていなかった。</p> <p>今後は、経理規程に従い、適切な事務処理を行うこと。</p> <p>本件については、前回口頭指摘としている。</p>	<p>指導監査までの月次試算表は作成した。</p> <p>今後は、経理規程に従い、毎月の処理を適切に行う。</p>	<p>令和7年度中に</p>
<p>登記事項について、変更が生じた場合、資産の総額においては、会計年度終了3か月以内に変更登記することとされているが、変更登記がなされていなかった。</p> <p>今後は期限を遵守し、適切に変更登記を行うこと。</p>	<p>定款変更認可が下りた後、定款変更登記、理事長登記も含めて、まとめて法務局へ登記申請する予定である。</p> <p>資産総額変更登記に係る会計スケジュール等については、監査後に開催した理事会、評議員会で監事と情報共有を行った。</p>	<p>令和7年中に</p>